

[議案第 38 号 寝屋川市公の施設に係る指定管理者の
指定の手續等に関する条例の施行に伴う教育委員会関
係規則の整理に関する教育委員会規則について]

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
の施行に伴う教育委員会関係規則の整理に関する教育委員会規則

(寝屋川市野外活動センター条例施行規則の一部改正)

第1条 寝屋川市野外活動センター条例施行規則（平成16年寝屋川市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「という。）の施行」の次に「及び寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（平成29年寝屋川市条例第 号）に規定する寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を加える。

第2条から第4条までを削る。

第4条の2第1項中「条例第7条の2第1項に規定する寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を「選定委員会」に改め、同条を第2条とする。

第4条の3第1項中「センター」を「寝屋川市立野外活動センター（以下「センター」という。）に改め、「指定管理者」の次に「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第3条とし、第4条の4を第4条とし、第4条の5から第4条の8までを3条ずつ繰り上げる。

第4条の9中「第4条の2」を「第2条」に改め、同条を第4条の6とする。

第5条から第7条までを削る。

第8条中「第18条第1項前段」を「第12条第1項前段」に改め、同条を第5条とし、第9条を第6条とし、第10条を第7条とする。

第11条第1項中「第18条第1項後段」を「第12条第1項後段」に改め、同条第3項中「第9条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条第4項中「利用料金」を「センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条を第8条とし、第12条を第9条とする。

第13条中「第8条、第9条、第11条第1項」を「第5条、第6条、第8条

第1項」に改め、同条を第10条とする。

第14条中「第14条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第11条とし、
第15条から第19条までを3条ずつ繰り上げる

(寝屋川市立市民体育館条例施行規則の一部改正)

第2条 寝屋川市立市民体育館条例施行規則（平成19年寝屋川市教育委員会規則
第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「という。）の施行」の次に「及び寝屋川市公の施設に係る指定管理者
者選定委員会に関する条例（平成29年寝屋川市条例第 号）に規定する寝屋川
市立市民体育館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を加える。

第2条から第4条までを削る。

第4条の2第1項中「条例第7条の2第1項に規定する寝屋川市立市民体育
館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を「選定委員会」に
改め、同条を第2条とする。

第4条の3第1項中「体育館」を「寝屋川市立市民体育館（以下「体育館」と
いう。）に改め、「指定管理者」の次に「（地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を加え、同条
を第3条とし、第4条の4を第4条とし、第4条の5から第4条の8までを3
条ずつ繰り上げる。

第4条の9中「第4条の2」を「第2条」に改め、同条を第4条の6とする。

第5条から第7条までを削る。

第8条第1項中「第18条第1項前段」を「第12条第1項前段」に改め、同
条第2項中「第19条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第5条とし、
第9条を第6条とする。

第10条中「第8条第4項」を「第5条第4項」に改め、同条を第7条とする。

第11条第2項中「第8条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条を第8条
とする。

第12条第1項中「第10条」を「第7条」に改め、同項第1号中「第8条第
1項」を「第5条第1項」に改め、同条第2項中「第10条」を「第7条」に改
め、同条を第9条とする。

第13条第3項中「第11条第3項」を「第8条第3項」に改め、同条を第10条とし、第14条を第11条とする。

第15条中「利用料金は」を「体育館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は」に改め、同条を第12条とする。

第16条第1項中「第14条第1項」を「第8条第1項」に改め、同項第2号中「第14条」を「第11条」に改め、同条第2項中「第14条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条を第13条とする。

第17条第1項中「第15条」を「第9条」に改め、同項第2号中「第13条第1項」を「第10条第1項」に、「第14条」を「第11条」に改め、同条を第14条とし、第18条から第23条までを3条ずつ繰り上げる。

別表中「(第20条関係)」を「(第17条関係)」に改める。

(寝屋川市立エスポアール条例施行規則の一部改正)

第3条 寝屋川市立エスポアール条例施行規則（平成20年寝屋川市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「という。）の施行」の次に「及び寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（平成29年寝屋川市条例第 号）に規定する寝屋川市立エスポアール指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を加える。

第2条から第4条までを削る。

第4条の2第1項中「条例第9条の2第1項に規定する寝屋川市立エスポアール指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を「選定委員会」に改め、同条を第2条とする。

第4条の3第1項中「エスポアール」を「寝屋川市立エスポアール(以下「エスポアール」という。）」に改め、「指定管理者」の次に「(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第3条とし、第4条の4を第4条とし、第4条の5から第4条の8までを3条ずつ繰り上げる。

第4条の9中「第4条の2」を「第2条」に改め、同条を第4条の6とする。

第5条から第7条までを削る。

第8条第1項中「第20条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条第2項中「第19条」を「第13条」に改め、同条を第5条とし、第9条から第11条までを3条ずつ繰り上げる。

第12条中「利用料金」を「エスポアールの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」に改め、同条を第9条とする。

第13条第1項中「第16条」を「第10条」に改め、同条を第10条とする。

第14条第1項中「第17条ただし書」を「第11条ただし書」に改め、同項第2号中「第11条」を「第8条」に改め、同条を第11条とし、第15条から第18条までを3条ずつ繰り上げる。

(寝屋川市立公民館条例施行規則の一部改正)

第4条 寝屋川市立公民館条例施行規則（平成21年寝屋川市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「という。）の施行」の次に「及び寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（平成29年寝屋川市条例第 号）に規定する寝屋川市立公民館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を加える。

第2条から第4条までを削る。

第4条の2第1項中「条例第6条の2第1項に規定する寝屋川市立公民館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を「選定委員会」に改め、同条を第2条とする。

第4条の3第1項中「公民館」を「寝屋川市立中央公民館(以下「公民館」という。)」に改め、「指定管理者」の次に「(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第3条とし、第4条の4を第4条とし、第4条の5から第4条の8までを3条ずつ繰り上げる。

第4条の9中「第4条の2」を「第2条」に改め、同条を第4条の6とする。

第5条から第7条までを削る。

第8条第1項中「第17条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第2項中「第16条」を「第10条」に改め、同条を第5条とし、第9条から第12条までを3条ずつ繰り上げる。

第13条中「利用料金」を「公民館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」に改め、同条を第10条とする。

第14条第1項中「第13条」を「第7条」に改め、同条を第11条とする。

第15条第1項中「第14条ただし書」を「第8条ただし書」に改め、同項第2号中「第12条」を「第9条」に改め、同条を第12条とし、第16条から第19条までを3条ずつ繰り上げる。

(寝屋川市立地域交流センター条例施行規則の一部改正)

第5条 寝屋川市立地域交流センター条例施行規則(平成22年寝屋川市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「という。)の施行」の次に「及び寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例(平成29年寝屋川市条例第 号)に規定する寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」を加える。

第2条から第4条までを削る。

第4条の2第1項中「条例第7条の2第1項に規定する寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」を「選定委員会」に改め、同条を第2条とする。

第4条の3第1項中「センター」を「寝屋川市立地域交流センター(以下「センター」という。)」に改め、「指定管理者」の次に「(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第3条とし、第4条の4を第4条とし、第4条の5から第4条の8までを3条ずつ繰り上げる。

第4条の9中「第4条の2」を「第2条」に改め、同条を第4条の6とする。

第5条から第7条までを削る。

第8条第1項中「第19条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第3項中「第18条」を「第12条」に改め、同条を第5条とし、第9条を第6条とし、第10条を第7条とする。

第11条第2項中「第9条」を「第6条」に改め、同条を第8条とし、第12条を第9条とする。

第13条第1項中「第12条第3項」を「第6条第4項」に、「利用料金」を「センターの利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条第2項中「第12条第4項」を「第6条第5項」に改め、同条を第10条とする。

第14条から第17条までを3条ずつ繰り上げる。

別表第1中「(第13条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

別表第2中「(第13条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

(寝屋川市立学び館条例施行規則の一部改正)

第6条 寝屋川市立学び館条例施行規則（平成27年寝屋川市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「という。）の施行」の次に「及び寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（平成29年寝屋川市条例第 号）に規定する寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を加える。

第2条から第4条までを削る。

第5条第1項中「条例第9条第1項に規定する寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を「選定委員会」に改め、同条を第2条とする。

第6条第1項中「学び館」を「寝屋川市立学び館（以下「学び館」という。）」に改め、「指定管理者」の次に「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第3条とし、第7条から第11条までを3条ずつ繰り上げる。

第12条中「第5条」を「第2条」に改め、同条を第9条とする。

第13条から第15条までを削る。

第16条第1項中「第20条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第2項中「第19条」を「第12条」に改め、同条を第10条とし、第17条から第19条までを6条ずつ繰り上げる。

第20条中「利用料金」を「学び館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条を第14条とする。

第21条中「第16条」を「第9条」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第15条とする。

- 2 前項第2号又は第3号の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、寝屋川市立学び館利用料金免除申請書を提出しなければならない。

第22条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

(利用料金の還付)

第16条 条例第10条ただし書の規定により利用料金を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号のいずれかに該当する場合には、既納の利用料金の全部を還付する。

- (1) 天災地変その他利用許可を受けた者の責めに帰すことができない理由により、当該施設又は附属設備を利用することができないとき。
- (2) 利用許可を受けた者が、当該利用許可に係る施設又は附属設備を利用する日の15日前までに第13条の規定による申出をして利用許可の取消しを受けたとき。

- 2 利用料金の還付を受けようとする者は、寝屋川市立学び館施設利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

第23条を第18条とし、第24条を第19条とし、第25条を第20条とする。

附 則

この規則は、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成29年寝屋川市条例第 号)の施行の日から施行する。

○寝屋川市野外活動センター条例施行規則

平成16年10月22日

教委規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市野外活動センター条例(平成16年寝屋川市条例第21号。以下「条例」という。)の施行及び寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例(平成29年寝屋川市条例第 号)に規定する寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 選定委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者
- (2) 経営に関する知識を有する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 社会教育委員
- (5) 社会教育部における部長

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から寝屋川市立野外活動センター(以下「センター」という。)の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が指定された日までとする。

2 教育委員会は、特別の事情があると認める場合においては、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条の2 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の会議は、非公開とする。

4 選定委員会における調査審議の公平性及び透明性を確保するため、会議録を整備するものとする。

(資料等の提出等の要求)

第4条の3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席及び資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(報告)

第4条の4 選定委員会は、調査審議した結果を、速やかに教育委員会に報告するものとする。

(結果の公表)

第4条の5 選定委員会において調査審議した経過及び結果は、公表する。ただし、委員長は、公表することが適当でないと認める事項については、これを公表しないことができる。

(委任)

第4条の6 第2条から前条までに定めるもののほか、選定委員会について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

(利用許可の申請)

第5条 条例第12条第1項前段に規定するセンターの利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、寝屋川市野外活動センター利用許可申請書を指定管理者に提出して、その申請をしなければならない。この場合において、センターのロッジ又は会議室を利用しようとするときは、当該申請書に所要の事項を記載して、その旨を申し出なければならない。

(利用許可書の交付等)

第6条 指定管理者は、利用許可をしたときは、寝屋川市野外活動センター利用許可書(以下「利用許可書」という。)を、当該申請をした者に交付する。

2 指定管理者は、利用許可をしないときは、その旨及び当該利用許可をしない理由を記載した書面を、当該申請した者に交付する。

(附属設備の利用)

第7条 センターの附属設備(物品を含む。以下同じ。)を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用許可を受けた事項の変更の手続)

第8条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、条例第12条第1項後段に規定する利用許可を受けた事項の変更の許可(以下「変更許可」という。)を受けようとするときは、寝屋川市野外活動センター利用許可変更申請書に利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、変更許可をしたときは、寝屋川市野外活動センター利用変更許可書(以下「変更許可書」という。)を交付する。

3 第6条第2項の規定は、変更許可をしない場合について準用する。

4 変更許可を受けた者は、既納のセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)が、当該変更後の利用料金に満たないときは、その差額を、変更許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。

5 指定管理者は、既納の利用料金が当該変更後の利用料金を超えるときは、その差額を、変更許可書を交付する際に還付するものとする。

(利用許可の取消しの申出)

第9条 利用者は、利用許可の取消しをしようとするときは、その旨を指定管理者に申し出なければならない。この場合において、利用者は、利用許可書を指定管理者に返還しなければならない。

(電話等による申請等)

第10条 第5条、第6条、第8条第1項から第3項まで及び前条の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を得て指定管理者が定める手続により、電話又はインターネットを利用して、センターの利用許可等の申請等を受けることができる。

(利用料金の減免)

第11条 条例第8条第1項の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合及びその割合は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教育委員会が主催する野外活動に関する講習会・研修会を行うために、センターを利用する場合 免除
- (2) 寝屋川市又は教育委員会が主催し、又は共催する行事を行うために、センターを利用する場合(前号に掲げる場合を除く。) 5割
- (3) 寝屋川市の区域内に所在する保育所又は学校(幼稚園、小学校及び中学校をいう。)が、保育所・学校行事を行うために、センターを利用する場合 5割

(汚損等の届出)

第12条 利用者は、センターの利用に際して、センターの施設(センター内のロτζ、工作室、会議室その他教育委員会の定める施設をいう。)及びその附属設備並びに樹木を汚損し、き損し、又は滅失したときは、直ちに、その旨を教育委員会又は指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用者の義務)

第13条 利用者は、センターの利用に当たっては、教育委員会及び指定管理者の指示に従わなければならない。

(文書等の様式)

第14条 この規則に定める文書等の様式は、指定管理者が教育委員会と協議して定める。

(委任)

第15条 この規則の施行について必要な事項は、指定管理者が教育委員会と協議して定める。

(指定管理者による業務を行わない場合の措置)

第16条 指定管理者による業務を行わない場合は、この規則の各条項における所要の読替えにより、教育委員会がその職務を行う。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則によるセンターの事業の実施について必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この規則による改正後の寝屋川市野外活動センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にセンターを利用する場合におけるセンターの利用に係る手続その他の行為及び利用料金について適用し、同日前にセンターを利用する場合におけるセンターの利用に係る手続その他の行為及び利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年教委規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年教委規則第 号)

この規則は、平成29年9月29日から施行する。

寝屋川市野外活動センター条例施行規則

改 正 案	現 行
(趣旨) 第1条 この規則は、寝屋川市野外活動センター条例（平成16年寝屋川市条例第21号。以下「条例」という。）の施行及び寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（平成29年寝屋川市条例第 号）に規定する寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、寝屋川市野外活動センター条例（平成16年寝屋川市条例第21号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 (指定管理者の募集) 第2条 条例第4条の規定により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に寝屋川市野外活動センター（以下「センター」という。）の管理を行わせようとするときは、次の各号に掲げる事項をあらかじめ公表するとともに、指定管理者となるべき団体について、その適任団体を職権をもって調査するものとする。 (1) センターの概要 (2) 申込みの資格（以下「申込資格」という。） (3) 申込みを受け付ける期間（以下「申込期間」という。） (4) 次条各号に掲げる書類の内容 (5) 選定の基準 (6) 管理の基準 (7) 管理業務の範囲及び具体的内容 (8) センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項 (9) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）

(10) <u>条例第3条に掲げる事業の実施に関する具体的内容</u> (11) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める</u>	<u>事項</u> 2 <u>条例</u> <u>第6条ただし書の規定による再指定の場合には、前項に規定する手続を講じないことができる。</u> <u>(申込み)</u> <u>第3条 指定管理者としての指定を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類を申込期間内に教育委員会に提出して、その申込みをしなければならない。</u> (1) <u>申込資格を有していることを証する書類</u> (2) <u>管理業務の計画書</u> (3) <u>管理に係る収支計画書</u> (4) <u>当該団体の経営状況を説明する書類</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類</u> <u>書類</u> <u>(選定方法及び選定基準)</u> <u>第4条 申込期間内に前条の申込みをした団体及び職権をもって調査した団体（以下「申込者等」という。）があるときは、これらの者のうちから、次の各号に掲げる選定の基準に照らし、センターの管理を行うに最も適当と認める団体を指定管理者となるべき団体として選定する。</u> (1) <u>市民の平等な利用が確保されていること。</u> (2) <u>前条第2号に掲げる計画書の内容がセンターの効果を最大限に発揮するものであること。</u> (3) <u>前条第2号に掲げる計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。</u> (4) <u>前条第3号に掲げる収支計画書の内容がセンターの管理経費の縮減が図られるものであること。</u>
---	---

(組織) 第2条 選定委員会は、委員5人以内で組織する。 2 (略) (任期) 第3条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から<u>寝屋川市立野外活動センター</u>(以下「センター」という。)の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が指定された日までとする。 2 (略) (委員長及び副委員長) 第4条 (略) (会議) 第4条の2 (略) (資料等の提出等の要求) 第4条の3 (略) (報告) 第4条の4 (略) (結果の公表) 第4条の5 (略) (委任) 第4条の6 第2条から前条までに定めるもののほか、選定委員会について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。	(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める 事項 (組織) 第4条の2 条例第7条の2第1項に規定する<u>寝屋川市野外活動センター</u>指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、委員5人以内で組織する。 2 (略) (任期) 第4条の3 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から<u>センター</u>の指定管理者が指定された日までとする。 2 (略) (委員長及び副委員長) 第4条の4 (略) (会議) 第4条の5 (略) (資料等の提出等の要求) 第4条の6 (略) (報告) 第4条の7 (略) (結果の公表) 第4条の8 (略) (委任) 第4条の9 第4条の2から前条までに定めるもののほか、選定委員会について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。 (選定結果の通知) 第5条 第4条の規定による選定を行ったときは、速やかにそ
---	---

の結果を申込者等に通知する。

(再度の選定)

第6条 前条の規定による通知をした後、指定管理者として選定した団体（以下「被選定者」という。）を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたときは、申込者等（被選定者を除く。）の中から再度、第4条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができるものとする。

(協定書の締結)

第7条 法第244条の2第6項の規定により、指定管理者としての指定の議決を受けた被選定者は、指定管理者の指定を受けるときは、教育委員会とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第3条第2号に掲げる計画書に記載された事項

(2) 利用料金に関する事項

(3) 寝屋川市が支払うべき管理費用に関する事項

(4) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報保護に関する事項

(5) 事業報告書に関する事項

(6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(7) センターの運営に係る指導員の配置計画及びセンター主催事業計画に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(利用許可の申請)

第8条 条例第18条第1項前段に規定するセンターの利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、寝屋川市野外活動センター利用許可申請書を指定管理者に提出

(利用許可の申請)

第5条 条例第12条第1項前段に規定するセンターの利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、寝屋川市野外活動センター利用許可申請書を指定管理者に提出

して、その申請をしなければならない。この場合において、センターのロτζジ又は会議室を利用しようとするときは、当該申請書に所要の事項を記載して、その旨を申し出なければならない。

(利用許可書の交付等)

第6条 (略)

(附属設備の利用)

第7条 (略)

(利用許可を受けた事項の変更の手続)

第8条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、条例第12条第1項後段に規定する利用許可を受けた事項の変更の許可(以下「変更許可」という。)を受けようとするときは、寝屋川市野外活動センター利用許可変更申請書に利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 (略)

3 第6条第2項の規定は、変更許可をしない場合について準用する。

4・5 (略)

(利用許可の取消しの申出)

第9条 (略)

(電話等による申請等)

第10条 第5条、第6条、第8条第1項から第3項まで及び前条の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を得て指定管理者が定める手続により、電話又はインターネットを利用して、センターの利用許可等の申請等を受けることができる。

(利用料金の減免)

第11条 条例第8条第1項の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合及びその割合は、次の各号に定めるとおりとする。

して、その申請をしなければならない。この場合において、センターのロτζジ又は会議室を利用しようとするときは、当該申請書に所要の事項を記載して、その旨を申し出なければならない。

(利用許可書の交付等)

第9条 (略)

(附属設備の利用)

第10条 (略)

(利用許可を受けた事項の変更の手続)

第11条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、条例第18条第1項後段に規定する利用許可を受けた事項の変更の許可(以下「変更許可」という。)を受けようとするときは、寝屋川市野外活動センター利用許可変更申請書に利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 (略)

3 第9条第2項の規定は、変更許可をしない場合について準用する。

4・5 (略)

(利用許可の取消しの申出)

第12条 (略)

(電話等による申請等)

第13条 第8条、第9条、第11条第1項から第3項まで及び前条の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を得て指定管理者が定める手続により、電話又はインターネットを利用して、センターの利用許可等の申請等を受けることができる。

(利用料金の減免)

第14条 条例第14条第1項の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合及びその割合は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)～(3) (略) (汚損等の届出) 第12条 (略) (利用者の義務) 第13条 (略) (文書等の様式) 第14条 (略) (委任) 第15条 (略) (指定管理者による業務を行わない場合の措置) 第16条 (略) 附 則 1～3 (略) 附 則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。 附 則 この規則は、平成29年9月29日から施行する。	(1)～(3) (略) (汚損等の届出) 第15条 (略) (利用者の義務) 第16条 (略) (文書等の様式) 第17条 (略) (委任) 第18条 (略) (指定管理者による業務を行わない場合の措置) 第19条 (略) 附 則 1～3 (略) 附 則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
---	---

○寝屋川市立市民体育館条例施行規則

平成19年 7 月27日

教委規則第 7 号

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市立市民体育館条例(平成19年寝屋川市条例第18号。以下「条例」という。)の施行及び寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例(平成29年寝屋川市条例第 号に規定する寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会。以下「選定委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 選定委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者
- (2) 経営に関する知識を有する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 社会教育委員
- (5) 社会教育部における部長

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から寝屋川市立市民体育館(以下「体育館」という。)の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が指定された日までとする。

2 教育委員会は、特別の事情があると認める場合においては、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 選定委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。

- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条の2 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の会議は、非公開とする。

4 選定委員会における調査審議の公平性及び透明性を確保するため、会議録を整備するものとする。

(資料等の提出等の要求)

第4条の3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席及び資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(報告)

第4条の4 選定委員会は、調査審議した結果を、速やかに教育委員会に報告するものとする。

(結果の公表)

第4条の5 選定委員会において調査審議した経過及び結果は、公表する。ただし、委員長は、公表することが適当でないと認める事項については、これを公表しないことができる。

(委任)

第4条の6 第2条から前条までに定めるもののほか、選定委員会について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

(利用許可の申請)

第5条 条例第12条第1項前段に規定する体育館の利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、団体利用の場合にあっては寝屋川市立市民体育館利用許可申請書を提出して、個人利用の場合にあっては寝屋川市立市民体育館個人利用申請書を提出して、その申請をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、団体利用の場合にあっては、別に規則で定めるところにより、条例第13条第1項各号に掲げるときのいずれにも該当しない者と

して、スポーツ施設利用カード(スポーツ施設を利用することを希望する者について、当該個人又は団体を識別できる情報が記録されたカードをいう。以下同じ。)の交付を受けている者は、スポーツ施設の利用に係る電子情報処理組織(以下「スポーツ施設利用システム」という。)によって、利用許可を申請することができる。

3 前2項の規定による利用許可の申請は、団体利用の場合にあつては当該体育館の施設を利用しようとする日の2か月前の日の属する月(以下「受付開始月」という。)の初日から、個人利用の場合にあつては利用しようとする日に、受け付ける。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 受付開始月の15日の指定管理者が定める時刻までにされた団体利用に係る利用許可の申請は、当該申請が競合する場合には、特別の事情があるときを除き、同時にされたものとみなす。

(利用許可をする者の決定の方法)

第6条 前条第4項に規定する場合(同項に規定する特別の事情があるときを除く。)には、指定管理者は、受付開始月の15日中に、スポーツ施設利用システムによって抽選することにより、利用許可をする者を決定する。

(利用許可を受けたことの確認)

第7条 第5条第4項の指定管理者が定める時刻までに団体利用に係る利用許可の申請をした者は、受付開始月の15日の後の指定管理者が定める日時までに、口頭で又はスポーツ施設利用システムによって、利用許可を受けたかどうかを自ら確認しなければならない。

(利用許可書の交付等)

第8条 指定管理者は、利用許可をしたときは、団体利用の場合にあつては寝屋川市立市民体育館利用許可書(以下「利用許可書」という。)を、個人利用の場合にあつては利用許可をした際に寝屋川市立市民体育館個人利用許可券(以下「利用許可券」という。)を、当該申請をした者に交付する。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、第5条第2項に規定する方法による団体利用に係る利用許可の申請(以下「スポーツ施設利用システムによる申

請」という。)をした者に利用許可をしたときは、スポーツ施設利用システムによってその旨を当該申請をした者に通知する。

- 3 指定管理者は、利用許可をしない場合は、前条の規定による確認に対し応答をするほかは、その旨を通知することをしない。ただし、当該申請をした者から利用許可をしない旨及びその理由を記載した書面の交付を求められたときは、速やかにこれを交付する。

(利用許可を受けた者の手続)

第9条 利用許可を受けた者(団体利用をする者に限る。)は、第7条の指定管理者が定める日時までに、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める手続を執らなければならない。

- (1) 第5条第1項に規定する方法による利用許可の申請(以下「書面による申請」という。)をした者体育館の事務所において、利用許可書の交付を受けること。

- (2) スポーツ施設利用システムによる申請をした者 スポーツ施設利用システムによって、所定の情報を入力すること。

- 2 利用許可を受けた者(団体利用をする者に限る。)が、第7条の指定管理者が定める日時までに前項に規定する手続を執らないときは、当該利用許可の申請を取り下げたものとみなす。

(利用の変更)

第10条 利用許可を受けた者(団体利用をする者に限る。)は、その利用について変更しようとするときは、寝屋川市立市民体育館利用許可変更申請書を提出して、指定管理者の許可を受けなければならない。この場合においては、書面による申請をして利用許可を受けた者にあつては利用許可書を添え、スポーツ施設利用システムによる申請をして利用許可を受けた者にあつてはスポーツ施設利用カードを提示しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用許可の変更を許可したときは、寝屋川市立市民体育館利用許可変更許可書を交付する。

- 3 第8条第3項の規定は、利用許可の変更を許可しない場合について準用する。

(利用許可の取消しの申出)

第11条 利用許可を受けた者(団体利用をする者に限る。)は、利用許可の取消しをしようとするときは、その旨を指定管理者に申し出なければならない。この場合においては、前条第1項後段の規定を準用する。

2 前項の場合において、スポーツ施設利用システムによる申請をして利用許可を受けた者は、スポーツ施設利用システムによって、利用許可の取消しを申し出ることができる。

(利用料金の徴収)

第12条 体育館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、利用許可書又は利用許可券を交付する際に徴収する。ただし、スポーツ施設利用システムによる申請をして利用許可を受けた者(口座振替の方法により利用料金を納付する者に限る。)から利用料金を徴収する場合には、当該利用許可に係る体育館の施設を利用する日後の指定管理者が定める日に、当該利用料金を徴収する。

(利用料金の免除)

第13条 条例第8条第1項の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 天災地変その他利用許可を受けた者の責めに帰すことができない理由により、当該体育館の施設を利用することができなかつたとき。

(2) 利用許可を受けた者が、当該利用許可に係る体育館の施設を利用する日の15日前までに第11条の規定による申出をして、利用許可の取消しを受けたとき。

2 条例第8条第2項の規定により利用料金を免除する場合は、教育委員会が主催するスポーツに関する講習会・研修会を行うために、体育館を利用する場合とする。

(利用料金の還付)

第14条 条例第9条ただし書の規定により利用料金を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号のいずれかに該当する場合には、既納の利用料金の全部を還付する。

(1) 天災地変その他利用許可を受けた者の責めに帰すことができない理由により、当該体育館の施設を利用することができないとき。

(2) 利用許可を受けた者が、当該利用許可に係る体育館の施設を利用する日の15日前までに第10条第1項の規定による申請又は第11条の規定による申出をして、利用許可の変更の許可又は取消しを受けたとき。

2 利用料金の還付を受けようとする者は、寝屋川市立市民体育館利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(破損等の届出)

第15条 体育館の施設及び附属設備その他器具備品等を破損し若しくは汚損し又は滅失した者は、直ちに寝屋川市立市民体育館破損等届出書を指定管理者に提出して、その指示を受けなければならない。

(利用者の義務)

第16条 利用者は、体育館の利用に当たっては、教育委員会及び指定管理者の指示に従わなければならない。

(トレーニング室を定期利用する場合の利用料金)

第17条 条例別表第2項第2号備考第2項の規定により教育委員会が承認する、複数月分の定期券を発行する場合の月数ごとの利用料金の額は、別表のとおりとする。

(文書等の様式)

第18条 この規則に定める文書等の様式は、指定管理者が教育委員会と協議して定める。

(委任)

第19条 この規則の施行について必要な事項は、指定管理者が教育委員会と協議して定める。

(指定管理者による業務を行わない場合の措置)

第20条 指定管理者による業務を行わない場合は、この規則の各条項における所要の読替えにより、教育委員会がその職務を行う。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、指定管理者の指定その他の指定管理者による管理のために必要な行為につ

いては、施行日前においても行うことができる。

- 2 この規則による改正後の寝屋川市立市民体育館条例施行規則の規定は、施行日以後に体育館を利用する場合における体育館の利用に係る手続その他の行為について適用し、施行日前に体育館を利用する場合における利用に係る手続については、なお従前の例による。

附 則(平成29年教委規則第6号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年教委規則第 号)

この規則は、平成29年9月29日から施行する

別表(第17条関係)

利用区分 月数	午前		午後A		午後B		夜間		全日	
	[午前9時から 正午まで]		[正午から午 後3時まで]		[午後3時から 午後6時まで]		[午後6時から 午後9時まで]		[午前9時から 午後9時まで]	
	一般	高齢者	一般	高齢者	一般	高齢者	一般	高齢者	一般	高齢者
1か月	1,400	700	1,400	700	1,400	700	1,600	800	3,000	1,500
2か月	2,600	1,300	2,600	1,300	2,600	1,300	3,100	1,500	5,700	2,800
3か月	3,600	1,800	3,600	1,800	3,600	1,800	4,300	2,100	7,900	3,900
4か月	4,600	2,300	4,600	2,300	4,600	2,300	5,500	2,700	10,100	5,000
5か月	5,600	2,800	5,600	2,800	5,600	2,800	6,700	3,300	12,300	6,100
6か月	6,600	3,300	6,600	3,300	6,600	3,300	7,900	3,900	14,500	7,200

寝屋川市立市民体育館条例施行規則

改 正 案	現 行
(趣旨) 第1条 この規則は、寝屋川市立市民体育館条例（平成19年寝屋川市条例第18号。以下「条例」という。）の施行及び寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（平成29年寝屋川市条例第1号）に規定する寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会以下「選定委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、寝屋川市立市民体育館条例（平成19年寝屋川市条例第18号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 (指定管理者の募集) 第2条 条例第4条第1項の規定により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に寝屋川市立市民体育館（以下「体育館」という。）の管理を行わせようとするときは、次の各号に掲げる事項をあらかじめ公表するとともに、指定管理者となるべき団体について、その適任団体を職権をもって調査するものとする。 (1) 体育館の概要 (2) 申込みの資格（以下「申込資格」という。） (3) 申込みを受け付ける期間（以下「申込期間」という。） (4) 次条各号に掲げる書類の内容 (5) 選定の基準 (6) 管理の基準 (7) 管理業務の範囲及び具体的内容 (8) 体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項

	(9) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間 (10) 条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する具体的内容 (11) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項 2 条例第6条ただし書の規定による再指定の場合には、前項に規定する手続を講じないことができる。 (申込み) 第3条 指定管理者としての指定を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類を申込期間内に教育委員会に提出して、その申込みをしなければならない。 (1) 申込資格を有していることを証する書類 (2) 管理業務の計画書 (3) 管理業務に係る収支計画書 (4) 当該団体の経営状況を説明する書類 (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類 (選定方法及び選定基準) 第4条 申込期間内に前条の申込みをした団体及び職権をもつて調査した団体（以下「申込者等」という。）があるときは、これららの者のうちから、次の各号に掲げる選定の基準に照らして、センターの管理を行うに最も適当と認める団体を指定管理者となるべき団体として選定する。 (1) 市民平等な利用が確保されていること。 (2) 前条第2号に規定する計画書の内容が体育館の効果を最大限に発揮するものであること。 (3) 前条第2号に規定する計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (4) 前条第3号に規定する収支計画書の内容が体育館の管理
--	---

(組織) 第2条 選定委員会は、委員5人以内で組織する。 2 (略) (任期) 第3条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から<u>寝屋川市立市民体育館</u>(以下「<u>体育館</u>」という。)の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が指定された日までとする。	経費の縮減が図られるものであること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が必要と認める事項 (組織) 第4条の2 条例第7条の2第1項に規定する<u>寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会</u>(以下「<u>選定委員会</u>」という。)は、委員5人以内で組織する。 2 (略) (任期) 第4条の3 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から<u>体育館</u>の指定管理者が指定された日までとする。 2 (略) (委員長及び副委員長) 第4条の4 (略) (会議) 第4条の5 (略) (資料等の提出等の要求) 第4条の6 (略) (報告) 第4条の7 (略) (結果の公表) 第4条の8 (略) (委任) 第4条の9 第4条の2から前条までに定めるもののほか、<u>選定委員会</u>について必要な事項は、委員長が<u>選定委員会</u>に諮って定める。
---	---

(選定結果の通知)

第5条 第4条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申込者等に通知する。

(再度の選定)

第6条 前条の規定による通知をした後、指定管理者として選定した団体（以下「被選定者」という。）を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたときは、申込者等（被選定者を除く。）の中から再度、同条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができ
るものとする。

(協定書の締結)

第7条 法第244条の2第6項の規定により、指定管理者としての指定の議決を受けた被選定者は、指定管理者の指定を受けるときは、教育委員会と体育館の管理に関する協定を締結しな
ければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第3条第2号に規定する計画書に記載された事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 寝屋川市が支払うべき管理費用に関する事項
- (4) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報
の保護に関する事項
- (5) 事業報告書に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 体育館の運営に係る指導員の配置計画及び体育館主催事業計画に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(利用許可の申請)

第5条 条例第12条第1項前段に規定する体育館の利用の許可

第8条 条例第18条第1項前段に規定する体育館の利用の許可

(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、団体利用の場合にあっては寝屋川市立市民体育館利用許可申請書を提出して、個人利用の場合にあっては寝屋川市立市民体育館個人利用申請書を提出して、その申請をしなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、団体利用の場合にあっては、別に規則で定めるところにより、条例第 13 条第 1 項各号に掲げるときのいずれにも該当しない者として、スポーツ施設利用カード(スポーツ施設を利用することを希望する者について、当該個人又は団体を識別できる情報が記録されたカードをいう。以下同じ。)の交付を受けている者は、スポーツ施設の利用に係る電子情報処理組織(以下「スポーツ施設利用システム」という。)によって、利用許可を申請することができる。

3・4 (略)

(利用許可をする者の決定の方法)

第 6 条 (略)

(利用許可を受けたことの確認)

第 7 条 第 5 条第 4 項の指定管理者が定める時刻までに団体利用に係る利用許可の申請をした者は、受付開始月の 15 日の後の指定管理者が定める日時までに、口頭で又はスポーツ施設利用システムによって、利用許可を受けたかどうかを自ら確認しなければならぬ。

(利用許可書の交付等)

第 8 条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、第 5 条第 2 項に規定する方法による団体利用に係る利用許可の申請(以下「スポーツ施設利用システムによる申請」という。)をした者に利用許可をしたときは、スポーツ施設利用システムによってその旨を当該申請をした者に通知する。

3 (略)

(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、団体利用の場合にあっては寝屋川市立市民体育館利用許可申請書を提出して、個人利用の場合にあっては寝屋川市立市民体育館個人利用申請書を提出して、その申請をしなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、団体利用の場合にあっては、別に規則で定めるところにより、条例第 19 条第 1 項各号に掲げるときのいずれにも該当しない者として、スポーツ施設利用カード(スポーツ施設を利用することを希望する者について、当該個人又は団体を識別できる情報が記録されたカードをいう。以下同じ。)の交付を受けている者は、スポーツ施設の利用に係る電子情報処理組織(以下「スポーツ施設利用システム」という。)によって、利用許可を申請することができる。

3・4 (略)

(利用許可をする者の決定の方法)

第 9 条 (略)

(利用許可を受けたことの確認)

第 10 条 第 8 条第 4 項の指定管理者が定める時刻までに団体利用に係る利用許可の申請をした者は、受付開始月の 15 日の後の指定管理者が定める日時までに、口頭で又はスポーツ施設利用システムによって、利用許可を受けたかどうかを自ら確認しなければならぬ。

(利用許可書の交付等)

第 11 条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、第 8 条第 2 項に規定する方法による団体利用に係る利用許可の申請(以下「スポーツ施設利用システムによる申請」という。)をした者に利用許可をしたときは、スポーツ施設利用システムによってその旨を当該申請をした者に通知する。

3 (略)

(利用許可を受けた者の手続) <u>第9条</u> 利用許可を受けた者(団体利用をする者に限る。)は、<u>第7条</u>の指定管理者が定める日時までに、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める手続を執らなければならない。 (1) <u>第5条第1項</u>に規定する方法による利用許可の申請(以下「書面による申請」という。)をした者(体育館の事務所において、利用許可書の交付を受けること。計画書に記載された事項 (2) (略) 2 利用許可を受けた者(団体利用をする者に限る。)が、<u>第7条</u>の指定管理者が定める日時までに前項に規定する手続を執らないときは、当該利用許可の申請を取り下げたものとみなす。 (利用の変更) <u>第10条</u> (略) 2 (略) 3 <u>第8条第3項</u>の規定は、利用許可の変更を許可しない場合について準用する。 (利用許可の取消しの申出) <u>第11条</u> (略) (利用料金の徴収) <u>第12条</u> 体育館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、利用許可書又は利用許可券を交付する際に徴収する。ただし、スポーツ施設利用システムによる申請を受けた者(口座振替の方法により利用料金を納付する者に限る。)から利用料金を徴収する場合には、当該利用施設を利用する日後の指定管理者が定める日に、当該利用料金を徴収する。 (利用料金の免除)	(利用許可を受けた者の手続) <u>第12条</u> 利用許可を受けた者(団体利用をする者に限る。)は、<u>第10条</u>の指定管理者が定める日時までに、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める手続を執らなければならない。 (1) <u>第8条第1項</u>に規定する方法による利用許可の申請(以下「書面による申請」という。)をした者(体育館の事務所において、利用許可書の交付を受けること。計画書に記載された事項 (2) (略) 2 利用許可を受けた者(団体利用をする者に限る。)が、<u>第10条</u>の指定管理者が定める日時までに前項に規定する手続を執らないときは、当該利用許可の申請を取り下げたものとみなす。 (利用の変更) <u>第13条</u> (略) 2 (略) 3 <u>第11条第3項</u>の規定は、利用許可の変更を許可しない場合について準用する。 (利用許可の取消しの申出) <u>第14条</u> (略) (利用料金の徴収) <u>第15条</u> 利用料金は、利用許可書又は利用許可券を交付する際に徴収する。ただし、スポーツ施設利用システムによる申請を受けた者(口座振替の方法により利用料金を納付する者に限る。)から利用料金を徴収する場合には、当該利用許可に係る体育館の施設を利用する日後の指定管理者が定める日に、当該利用料金を徴収する。 (利用料金の免除)
--	--

<u>第 13 条</u> 条例第 8 条第 1 項の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合とする。 (1) (略) (2) 利用許可を受けた者が、当該利用許可に係る体育館の施設を利用する日の 15 日前までに<u>第 11 条</u>の規定による申出をして、利用許可の取消しを受けたとき。 2 条例第 8 条第 2 項の規定により利用料金を免除する場合は、教育委員会が主催するスポーツに関する講習会・研修会を行うために、体育館を利用する場合とする。 (利用料金の還付) <u>第 14 条</u> 条例第 9 条ただし書の規定により利用料金を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号のいずれかに該当する場合には、既納の利用料金の全部を還付する。 (1) (略) (2) 利用許可を受けた者が、当該利用許可に係る体育館の施設を利用する日の 15 日前までに<u>第 13 条第 1 項</u>の規定による申請又は<u>第 14 条</u>の規定による申出をして、利用許可の変更の許可又は取消しを受けたとき。 2 (略) (破損等の届出) <u>第 15 条</u> (略) (利用者の義務) <u>第 16 条</u> (略) (トレーニング室を定期利用する場合の利用料金) <u>第 17 条</u> (略) (文書等の様式) <u>第 18 条</u> (略) (委任) <u>第 19 条</u> (略)	<u>第 16 条</u> 条例第 14 条第 1 項の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合とする。 (1) (略) (2) 利用許可を受けた者が、当該利用許可に係る体育館の施設を利用する日の 15 日前までに<u>第 14 条</u>の規定による申出をして、利用許可の取消しを受けたとき。 2 条例第 14 条第 2 項の規定により利用料金を免除する場合は、教育委員会が主催するスポーツに関する講習会・研修会を行うために、体育館を利用する場合とする。 (利用料金の還付) <u>第 17 条</u> 条例第 15 条ただし書の規定により利用料金を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号のいずれかに該当する場合には、既納の利用料金の全部を還付する。 (1) (略) (2) 利用許可を受けた者が、当該利用許可に係る体育館の施設を利用する日の 15 日前までに<u>第 13 条第 1 項</u>の規定による申請又は<u>第 14 条</u>の規定による申出をして、利用許可の変更の許可又は取消しを受けたとき。 2 (略) (破損等の届出) <u>第 18 条</u> (略) (利用者の義務) <u>第 19 条</u> (略) (トレーニング室を定期利用する場合の利用料金) <u>第 20 条</u> (略) (文書等の様式) <u>第 21 条</u> (略) (委任) <u>第 22 条</u> (略)
--	---

(指定管理者による業務を行わない場合の措置) <u>第20条</u> (略) 附 則 1～2 (略) 附 則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。 <u>この規則は、平成29年9月29日から施行する。</u> 別表 (第17条関係) (略)	(指定管理者による業務を行わない場合の措置) <u>第23条</u> (略) 附 則 1～2 (略) 附 則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。 別表 (第20条関係) (略)
---	---

○寝屋川市立エスポアール条例施行規則

平成20年 7 月 23 日

教委規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市立エスポアール条例(平成5年寝屋川市条例第16号。以下「条例」という。)の施行及び寝屋川市の公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例(平成29年寝屋川市条例第 号)に規定する寝屋川市立エスポアール指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 選定委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が指定し、又は任命する。

- (1) 公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者
- (2) 経営に関する知識を有する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 社会教育委員
- (5) 社会教育部における部長

(任期)

第3条 委員の任期は、指定し、又は任命した日から寝屋川市立エスポアール(以下「エスポアール」という。)の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が指定された日までとする。

2 教育委員会は、特別の事情があると認める場合においては、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条の2 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の会議は、非公開とする。

4 選定委員会における調査審議の公平性及び透明性を確保するため、会議録を整備するものとする。

(資料等の提出等の要求)

第4条の3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席及び資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(報告)

第4条の4 選定委員会は、調査審議した結果を、速やかに教育委員会に報告するものとする。

(結果の公表)

第4条の5 選定委員会において調査審議した経過及び結果は、公表する。ただし、委員長は、公表することが適当でないと認める事項については、これを公表しないことができる。

(委任)

第4条の6 第2条から前条までに定めるもののほか、選定委員会について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

(利用許可の申請)

第5条 条例第14条第1項に規定するエスポアールの利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者(図書室を利用する者を除く。以下「申請者」という。)は、利用しようとする日の8週間前から利用する時までに寝屋川市立エスポアール利用許可申請書により、指定管理者に申請しなければならない。ただし、教育委員会又は指定管理者が必要と認めたときは、当該期間外において

ても申請することができる。

- 2 前項の申請は、条例第13条に規定する休館日を除く日の午前9時から午後9時まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあつては、午後5時30分まで)に行わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(利用許可)

第6条 前条第1項の規定による申請があつた場合には、指定管理者は、これを審査し、適当と認めたときは寝屋川市立エスポアール利用許可書(以下「利用許可書」という。)を申請者に交付し、適当と認めなかったときはその理由を記載した寝屋川市立エスポアール利用不許可通知書により申請者に通知する。

(利用の変更)

第7条 利用許可を受けた者は、その利用について変更しようとするときは、利用しようとする日の15日前までに寝屋川市立エスポアール利用変更申請書に利用許可書を添えて提出し、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消しの申出)

第8条 利用許可を受けた者は、利用許可の取消しをしようとするときは、寝屋川市立エスポアール利用取消申出書に利用許可書を添えて提出しなければならない。

(利用料金の徴収)

第9条 エスポアールの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、利用許可書を交付する際に徴収する。

(利用料金の免除)

第10条 条例第10条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 寝屋川市又は教育委員会が主催し、又は共催する事業を行うとき。
- (2) 公共的な活動を目的とする団体が行う事業に利用する場合で、教育委員会が認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に認めるとき。

- 2 前項第2号又は第3号の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、

寝屋川市立エスポアール利用料金免除申請書を提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第11条 条例第11条ただし書の規定により利用料金を還付する場合は、次の各号の各号に掲げる場合とし、当該各号のいずれかに該当する場合には、既納の利用料金の全部を還付する。

(1) 天災地変その他利用許可を受けた者の責めに帰することができない理由により、当該施設又は附属設備を利用することができないとき。

(2) 利用許可を受けた者が、当該利用許可に係る施設又は附属設備を利用する日の15日前までに第8条の規定による申出をして利用許可の取消しを受けたとき。

2 利用料金の還付を受けようとする者は、寝屋川市立エスポアール利用料金還付申請書を指定管理者に提出をしなければならない。

(破損等の届出)

第12条 エスポアールの施設及び附属設備その他器具備品等を破損し若しくは汚損し又は滅失した者は、直ちに教育委員会及び指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用者の義務)

第13条 利用の許可を受けた者は、エスポアールの利用に当たっては、教育委員会及び指定管理者の指示に従わなければならない。

(委任等)

第14条 この規則に定める文書等の様式及びこの規則の施行について必要な事項は、指定管理者が教育委員会と協議して定める。

(指定管理者による業務を行わない場合の措置)

第15条 指定管理者による業務を行わない場合は、この規則の各条項における所要の読替えにより、教育委員会がその職務を行う。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定その他の指定管理者による管理のために必要な行為については、この規則の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前にしたこの規則による改正前の寝屋川市立エスポアール条例施行規則の規定による手続その他の行為は、この規則による改正後の寝屋川市立エスポアール条例施行規則(以下「新規則」という。)の適用については、新規則の相当規定によってしたものとみなす。

附 則(平成25年教委規則第11号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年教委規則第 号)

この規則は、平成29年9月29日から施行する。

寝屋川市立エスポアール条例施行規則

改 正 案	現 行
(趣旨) 第1条 この規則は、寝屋川市立エスポアール条例（平成5年寝屋川市条例第16号。以下「条例」という。）の施行及び寝屋川市の公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（平成29年寝屋川市条例第 号）に規定する寝屋川市立エスポアール指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、寝屋川市立エスポアール条例（平成5年寝屋川市条例第16号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 (指定管理者の募集) 第2条 条例第6条第1項の規定により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に寝屋川市立エスポアール（以下「エスポアール」という。）の管理を行わせようとするときは、次の各号に掲げる事項をあらかじめ公表するとともに、指定管理者となるべき団体について、その適任団体を職権をもって調査するものとする。 (1) エスポアールの概要 (2) 申込みの資格（以下「申込資格」という。） (3) 申込みを受け付ける期間（以下「申込期間」という。） (4) 次条各号に掲げる書類の内容 (5) 選定の基準 (6) 管理の基準 (7) 管理業務の範囲及び具体的内容 (8) エスポアールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。） に関する事項

	(9) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間 (10) 条例第4条に掲げる事業の実施に関する具体的内容 (11) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項 2 条例第8条ただし書の規定による再指定の場合には、前項に規定する手続を講じないことができる。 (申込み) 第3条 指定管理者としての指定を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類を申込期間内に教育委員会に提出して、その申込みをしなければならない。 (1) 申込資格を有していることを証する書類 (2) 管理業務の計画書 (3) 管理に係る収支計画書 (4) 当該団体の経営状況を説明する書類 (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類 (選定方法及び選定基準) 第4条 申込期間内に前条の申込みをした団体及び職権をもつて調査した団体（以下「申込者等」という。）があるときは、これらの者のうちから、次の各号に掲げる選定の基準に照らして、エスポアールの管理を行うに最も適当と認める団体を指定管理者となるべき団体として選定する。 (1) 市民の平等な利用が確保されていること。 (2) 前条第2号に規定する計画書の内容がエスポアールの効果を最大限に発揮するものであること。 (3) 前条第2号に規定する計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (4) 前条第3号に規定する収支計画書の内容がエスポアール
--	--

(組織) 第2条 選定委員会は、委員5人以内で組織する。 2 (略) (任期) 第3条 委員の任期は、指定し、又は任命した日から<u>寢屋川市立エスポアール</u>(以下「エスポアール」という。)の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が指定された日までとする。 2 (略) (委員長及び副委員長) 第4条 (略) (会議) 第4条の2 (略) (資料等の提出等の要求) 第4条の3 (略) (報告) 第4条の4 (略) (結果の公表) 第4条の5 (略) (委任) 第4条の6 第2条から前条までに定めるもののほか、選定委員会について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。	の管理経費の縮減が図られるものであること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項 (組織) 第4条の2 条例第9条の2第1項に規定する<u>寢屋川市立エスポアール</u>指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、委員5人以内で組織する。 2 (略) (任期) 第4条の3 委員の任期は、指定し、又は任命した日から<u>エスポアール</u>の指定管理者が指定された日までとする。 2 (略) (委員長及び副委員長) 第4条の4 (略) (会議) 第4条の5 (略) (資料等の提出等の要求) 第4条の6 (略) (報告) 第4条の7 (略) (結果の公表) 第4条の8 (略) (委任) 第4条の9 第4条の2から前条までに定めるもののほか、選定委員会について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。 (選定結果の通知)
---	---

	<u>第5条 第4条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申込者等に通知する。</u> <u>(再度の選定)</u> <u>第6条 前条の規定による通知をした後、指定管理者として選定した団体（以下「被選定者」という。）を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたときは、申込者等（被選定者を除く。）の中から再度、第4条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができるものとする。</u> <u>(協定書の締結)</u> <u>第7条 法第244条の2第6項の規定により、指定管理者としての指定の議決を受けた被選定者は、指定管理者の指定を受けるときは、教育委員会とエスポールの管理に関する協定を締結しなければならない。</u> <u>2 前項の協定で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</u> (1) <u>第3条第2号に規定する計画書に記載された事項</u> (2) <u>利用料金に関する事項</u> (3) <u>寝屋川市が支払うべき管理費用に関する事項</u> (4) <u>管理業務を行うに当たって保有する個人情報保護に関する事項</u> (5) <u>事業報告書に関する事項</u> (6) <u>指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項</u> (7) <u>エスポールの運営に係る指導員の配置計画及びエスポール主催事業計画に関する事項</u> (8) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項</u> <u>項</u> <u>(利用許可の申請)</u> <u>第8条 条例第20条第1項に規定するエスポールの利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者（図書室を</u>
<u>(利用許可の申請)</u> <u>第5条 条例第14条第1項に規定するエスポールの利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者（図書室を</u>	

利用する者を除く。以下「申請者」という。)は、利用しようとする日の8週間前から利用する時までに寝屋川市立エスポアル利用許可申請書により、指定管理者に申請しなければならぬ。ただし、教育委員会又は指定管理者が必要と認めるときは、当該期間外においても申請することができる。 2 前項の申請は、<u>条例第13条</u>に規定する休館日を除く日の午前9時から午後9時まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあつては、午後5時30分まで)に行わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (利用許可) <u>第6条</u> (略) (利用の変更) <u>第7条</u> (略) (利用許可の取消しの申出) <u>第8条</u> (略) (利用料金の徴収) <u>第9条</u> エスポアルの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、利用許可書を交付する際に徴収する。 (利用料金の免除) <u>第10条</u> <u>条例第10条</u>の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合とする。 □～(3) (略) 2 (略) (利用料金の還付) <u>第11条</u> <u>条例第11条</u>ただし書の規定により利用料金を還付する場合は、次の各号の各号に掲げる場合とし、当該各号のいずれかに該当する場合には、既納の利用料金の全部を還付する。 (1) (略)	利用する者を除く。以下「申請者」という。)は、利用しようとする日の8週間前から利用する時までに寝屋川市立エスポアル利用許可申請書により、指定管理者に申請しなければならぬ。ただし、教育委員会又は指定管理者が必要と認めるときは、当該期間外においても申請することができる。 2 前項の申請は、<u>条例第19条</u>に規定する休館日を除く日の午前9時から午後9時まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあつては、午後5時30分まで)に行わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (利用許可) <u>第9条</u> (略) (利用の変更) <u>第10条</u> (略) (利用許可の取消しの申出) <u>第11条</u> (略) (利用料金の徴収) <u>第12条</u> 利用料金は、利用許可書を交付する際に徴収する。 (利用料金の免除) <u>第13条</u> <u>条例第16条</u>の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合とする。 (1)～(3) (略) 2 (略) (利用料金の還付) <u>第14条</u> <u>条例第17条</u>ただし書の規定により利用料金を還付する場合は、次の各号の各号に掲げる場合とし、当該各号のいずれかに該当する場合には、既納の利用料金の全部を還付する。 (1) (略)
---	---

(2) 利用許可を受けた者が、当該利用許可に係る施設又は附属設備を利用する日の15日前までに<u>第8条</u>の規定による申出をして利用許可の取消しを受けたとき。 2 (略) (破損等の届出) <u>第12条</u> (略) (利用者の義務) <u>第13条</u> (略) (委任等) <u>第14条</u> (略) (指定管理者による業務を行わない場合の措置) <u>第15条</u> (略) 附 則 1～3 (略) 附 則 この規則は、平成25年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> この規則は、平成29年9月29日から施行する。	(2) 利用許可を受けた者が、当該利用許可に係る施設又は附属設備を利用する日の15日前までに<u>第11条</u>の規定による申出をして利用許可の取消しを受けたとき。 2 (略) (破損等の届出) <u>第15条</u> (略) (利用者の義務) <u>第16条</u> (略) (委任等) <u>第17条</u> (略) (指定管理者による業務を行わない場合の措置) <u>第18条</u> (略) 附 則 1～3 (略) 附 則 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
---	---

○寝屋川市立公民館条例施行規則

平成21年 7 月 22 日

教委規則第 6 号

寝屋川市立公民館条例施行規則(昭和52年寝屋川市教委規則第14号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寝屋川市立公民館条例(平成21年寝屋川市条例第25号。以下「条例」という。)の施行及び寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例(平成29年寝屋川市条例第 号)に規定する寝屋川市立公民館指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 選定委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が指定し、又は任命する。

- (1) 公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者
- (2) 経営に関する知識を有する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 社会教育委員
- (5) 社会教育部における部長

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から寝屋川市立中央公民館(以下「公民館」という。)の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が指定された日までとする。

2 教育委員会は、特別の事情があると認める場合においては、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 選定委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条の2 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の会議は、非公開とする。
- 4 選定委員会における調査審議の公平性及び透明性を確保するため、会議録を整備するものとする。

(資料等の提出等の要求)

第4条の3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席及び資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(報告)

第4条の4 選定委員会は、調査審議した結果を、速やかに教育委員会に報告するものとする。

(結果の公表)

第4条の5 選定委員会において調査審議した経過及び結果は、公表する。ただし、委員長は、公表することが適当でないと認める事項については、これを公表しないことができる。

(委任)

第4条の6 第2条から前条までに定めるもののほか、選定委員会について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

(利用許可の申請)

第5条 条例第11条第1項に規定する公民館の利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用しようとする日の2か月前(講堂の利用にあつては、1年前)の月の初日から利用する時までに寝屋川市立公民館利用許可申請書により、指定管理者に申請しなければならない。

ただし、教育委員会又は指定管理者が必要と認めたときは、当該期間外においても申請することができる。

- 2 前項の申請は、条例第10条に規定する休館日を除く日の午前9時から午後6時30分までに行わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(利用許可)

第6条 前条第1項の規定による申請があった場合には、指定管理者は、これを審査し、適当と認めたときは寝屋川市立公民館利用許可書(以下「利用許可書」という。)を申請者に交付し、適当と認めなかったときはその理由を記載した寝屋川市立公民館利用不許可通知書により申請者に通知する。

(利用期間)

第7条 公民館の利用期間は、引き続き5日を超えることができない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(利用の変更)

第8条 利用許可を受けた者は、その利用について変更しようとするときは、利用しようとする日の15日前までに寝屋川市立公民館利用変更申請書に利用許可書を添えて提出し、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消しの申出)

第9条 利用許可を受けた者は、利用許可の取消しをしようとするときは、寝屋川市立公民館利用取消申出書に利用許可書を添えて提出しなければならない。

(利用料金の徴収)

第10条 公民館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、利用許可書を交付する際に徴収する。ただし、指定管理者が認めたときは、指定管理者が指定する日までに納入するものとする。

(利用料金の免除)

第11条 条例第7条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 寝屋川市又は教育委員会が主催し、又は共催する事業を行うとき。
- (2) 公共的な活動を目的とする団体が行う事業に利用する場合で、教育委員

会が認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に認めるとき。

2 前項第2号又は第3号の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、寝屋川市立公民館利用料金免除申請書を提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第12条 条例第8条ただし書の規定により利用料金を還付する場合は、次の各号の各号に掲げる場合とし、当該各号のいずれかに該当する場合には、既納の利用料金の全部又は一部を還付する。

(1) 天災地変その他利用許可を受けた者の責めに帰することができない理由により、当該施設又は附属設備を利用することができないとき。

(2) 利用許可を受けた者が、当該利用許可に係る施設又は附属設備を利用する日の15日前までに第9条の規定による申出をして利用許可の取消しを受けたとき。

2 利用料金の還付を受けようとする者は、寝屋川市立公民館利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(破損等の届出)

第13条 公民館の施設及び附属設備その他器具備品等を破損し若しくは汚損し又は滅失した者は、直ちに教育委員会及び指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用者の義務)

第14条 利用許可を受けた者は、公民館の利用に当たっては、教育委員会及び指定管理者の指示に従わなければならない。

(委任等)

第15条 この規則に定める文書等の様式及びこの規則の施行について必要な事項は、指定管理者が教育委員会と協議して定める。

(指定管理者による業務を行わない場合の措置)

第16条 指定管理者による業務を行わない場合は、この規則の各条項における所要の読替えにより、教育委員会がその職務を行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定その他の指定管理者による管理のために必要な行為については、この規則の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前にしたこの規則による改正前の寝屋川市立公民館条例施行規則の規定による手続その他の行為は、この規則による改正後の寝屋川市立公民館条例施行規則(以下「新規則」という。)の適用については、新規則の相当規定によってしたものとみなす。

附 則(平成26年教委規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年教委規則第 号)

この規則は、平成29年9月29日から施行する。

寝屋川市立公民館条例施行規則

改 正 案	現 行
(趣旨) 第1条 この規則は、寝屋川市立公民館条例（平成21年寝屋川市条例第25号。以下「条例」という。）の施行及び寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する<u>条例（平成29年寝屋川市条例第 号）に規定する寝屋川市立公民館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）</u>について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、寝屋川市立公民館条例（平成21年寝屋川市条例第25号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 (指定管理者の募集) 第2条 条例第3条第1項の規定により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に寝屋川市立中央公民館（以下「公民館」という。）の管理を行わせようとするときは、次の各号に掲げる事項をあらかじめ公表するとともに、指定管理者となるべき団体について、その適任団体を職権をもって調査するものとする。 (1) 公民館の概要 (2) 申込みの資格（以下「申込資格」という。） (3) 申込みを受け付ける期間（以下「申込期間」という。） (4) 次条各号に掲げる書類の内容 (5) 選定の基準 (6) 管理の基準 (7) 管理業務の範囲及び具体的内容 (8) 公民館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項

(9) <u>指定管理者を指定して管理を行わせる期間</u> (10) <u>社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条に規定する事業の実施に関する具体的内容</u> (11) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項</u> 2 <u>条例第5条ただし書の規定による再指定の場合には、前項に規定する手続を講じないことができる。</u> <u>(申込み)</u> 第3条 <u>指定管理者としての指定を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類を申込期間内に教育委員会に提出して、その申込みをしなければならない。</u> (1) <u>申込資格を有していることを証する書類</u> (2) <u>管理業務の計画書</u> (3) <u>管理に係る収支計画書</u> (4) <u>当該団体の経営状況を説明する書類</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類</u> <u>(選定方法及び選定基準)</u> 第4条 <u>申込期間内に前条の申込みをした団体及び職権をもつて調査した団体(以下「申込者等」という。)があるときは、これらの方のうちから、次の各号に掲げる選定の基準に照らして、公民館の管理を行うに最も適当と認める団体を指定管理者となるべき団体として選定する。</u> (1) <u>平等な利用が確保されていること。</u> (2) <u>前条第2号に規定する計画書の内容が公民館の効果を最大限に発揮するものであること。</u> (3) <u>前条第2号に規定する計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。</u>	
---	--

(組織) 第2条 選定委員会は、委員5人以内で組織する。 2 (略) (任期) 第3条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から<u>寝屋川市立中央公民館</u>(以下「<u>公民館</u>」という。)<u>の指定管理者</u>(<u>地方自治法</u>(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)<u>が指定された日までとする。</u> 2 (略) (委員長及び副委員長) 第4条 (略) (会議) 第4条の2 (略) (資料等の提出等の要求) 第4条の3 (略) (報告) 第4条の4 (略) (結果の公表) 第4条の5 (略) (委任) 第4条の6 第2条から前条までに定めるもののほか、選定委員会について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。	(4) 前条第3号に規定する収支計画書の内容が<u>公民館の管理経費の縮減が図られるものであること。</u> (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育委員会が必要と認める事項</u> (組織) 第4条の2 条例第6条の2第1項に規定する<u>寝者川市立公民館指定管理者選定委員会</u>(以下「<u>選定委員会</u>」という。)<u>は、委員5人以内で組織する。</u> 2 (略) (任期) 第4条の3 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から<u>公民館の指定管理者が指定された日までとする。</u> 2 (略) (委員長及び副委員長) 第4条の4 (略) (会議) 第4条の5 (略) (資料等の提出等の要求) 第4条の6 (略) (報告) 第4条の7 (略) (結果の公表) 第4条の8 (略) (委任) 第4条の9 第4条の2から前条までに定めるもののほか、選定委員会について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。
---	--

(利用許可の申請) 第5条 条例第11条第1項に規定する公民館の利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」	(選定結果の通知) 第5条 第4条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申込者等に通知する。 (再度の選定) 第6条 前条の規定による通知をした後、指定管理者として選定した団体（以下「被選定者」という。）を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたときは、申込者等（被選定者を除く。）の中から再度、第4条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができるものとする。 (協定書の締結) 第7条 法第244条の2第6項の規定により、指定管理者としての指定の議決を受けた被選定者は、指定管理者の指定を受けるときは、教育委員会と公民館の管理に関する協定を締結しなければならない。 2 前項の協定で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 第3条第2号に規定する計画書に記載された事項 (2) 利用料金に関する事項 (3) 寝屋川市が支払うべき管理費用に関する事項 (4) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項 (5) 事業報告書に関する事項 (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項 (7) 公民館の運営に係る従事者の配置計画 (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項 (利用許可の申請) 第8条 条例第17条第1項に規定する公民館の利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」
--	--

という。)は、利用しようとする日の2か月前(講堂の利用にあつては、1年前)の月の初日から利用する時までに寝屋川市立公民館利用許可申請書により、指定管理者に申請しなければならぬ。ただし、教育委員会又は指定管理者が必要と認めるときは、当該期間外においても申請することができる。 2 前項の申請は、<u>条例第10条</u>に規定する休館日を除く日の午前9時から午後6時30分までに行わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (利用許可) <u>第6条</u> (略) (利用期間) <u>第7条</u> (略) (利用の変更) <u>第8条</u> (略) (利用許可の取消しの申出) <u>第9条</u> (略) (利用料金の徴収) <u>第10条</u> 公民館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。) は、利用許可書を交付する際に徴収する。ただし、指定管理者が認めるときは、指定管理者が指定する日までに納入するものとする。 (利用料金の免除) <u>第11条</u> <u>条例第7条</u>の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合とする。 □～(3) (略) 2 (略) (利用料金の還付) <u>第12条</u> <u>条例第8条</u>ただし書の規定により利用料金を還付する	という。)は、利用しようとする日の2か月前(講堂の利用にあつては、1年前)の月の初日から利用する時までに寝屋川市立公民館利用許可申請書により、指定管理者に申請しなければならぬ。ただし、教育委員会又は指定管理者が必要と認めるときは、当該期間外においても申請することができる。 2 前項の申請は、<u>条例第16条</u>に規定する休館日を除く日の午前9時から午後6時30分までに行わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (利用許可) <u>第9条</u> (略) (利用期間) <u>第10条</u> (略) (利用の変更) <u>第11条</u> (略) (利用許可の取消しの申出) <u>第12条</u> (略) (利用料金の徴収) <u>第13条</u> 利用料金は、利用許可書を交付する際に徴収する。ただし、指定管理者が認めるときは、指定管理者が指定する日までに納入するものとする。 (利用料金の免除) <u>第14条</u> <u>条例第13条</u>の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合とする。 (1)～(3) (略) 2 (略) (利用料金の還付) <u>第15条</u> <u>条例第14条</u>ただし書の規定により利用料金を還付する
--	---

場合は、次の各号の各号に掲げる場合とし、当該各号のいずれかに該当する場合には、既納の利用料金の全部又は一部を還付する。 (1) (略) (2) 利用許可を受けた者が、当該利用許可に係る施設又は附属設備を利用する日の 15 日前までに第 9 条の規定による申出をして利用許可の取消しを受けたとき。 2 (略) (破損等の届出) 第 13 条 (略) (利用者の義務) 第 14 条 (略) (委任等) 第 15 条 (略) (指定管理者による業務を行わない場合の措置) 第 16 条 (略) 附 則 1 ～ 3 (略) 附 則 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この規則は、平成 29 年 9 月 29 日から施行する。	場合は、次の各号の各号に掲げる場合とし、当該各号のいずれかに該当する場合には、既納の利用料金の全部又は一部を還付する。 (1) (略) (2) 利用許可を受けた者が、当該利用許可に係る施設又は附属設備を利用する日の 15 日前までに第 12 条の規定による申出をして利用許可の取消しを受けたとき。 2 (略) (破損等の届出) 第 16 条 (略) (利用者の義務) 第 17 条 (略) (委任等) 第 18 条 (略) (指定管理者による業務を行わない場合の措置) 第 19 条 (略) 附 則 1 ～ 3 (略) 附 則 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
---	--

○寝屋川市立地域交流センター条例施行規則

平成22年 7 月22日

教委規則第 5 号

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市立地域交流センター条例(平成22年寝屋川市条例第15号。以下「条例」という。)の施行及び寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例(平成29年寝屋川市条例第 号)に規定する寝屋川市地域交流センター指定管理者選定委員会以下「選定委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 選定委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者
- (2) 経営に関する知識を有する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 社会教育委員
- (5) 社会教育部における部長

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から寝屋川市立地域交流センター(以下「センター」という。)の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が指定された日までとする。

2 教育委員会は、特別の事情があると認める場合においては、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。

- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条の2 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 選定委員会の会議は、非公開とする。

- 4 選定委員会における調査審議の公平性及び透明性を確保するため、会議録を整備するものとする。

(資料等の提出等の要求)

第4条の3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席及び資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(報告)

第4条の4 選定委員会は、調査審議した結果を、速やかに教育委員会に報告するものとする。

(結果の公表)

第4条の5 選定委員会において調査審議した経過及び結果は、公表する。

ただし、委員長は、公表することが適当でないと認める事項については、これを公表しないことができる。

(委任)

第4条の6 第2条から前条までに定めるもののほか、選定委員会について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

(利用許可の申請)

第5条 条例第13条第1項に規定するセンターの利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、寝屋川市立地域交流センター利用許可申請書により、指定管理者に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請は、センターを利用しようとする日の属する月の6か月前(ホール及びホールと同時に申請する各室の利用にあつては、1年前)の月の15日から受け付けるものとする。ただし、教育委員会又は指定管理者が必要と認めたときは、当該期間前においても申請することができる。

- 3 第1項に規定する申請は、条例第12条に規定する休館日を除く日の午前9時

から午後8時までに行わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(利用許可)

第6条 前条第1項の規定による申請があった場合には、指定管理者は、これを審査し、適当と認めたときは寝屋川市立地域交流センター利用許可書(以下「利用許可書」という。)を申請者に交付し、適当と認めなかったときはその理由を記載した寝屋川市立地域交流センター利用不許可通知書により申請者に通知する。

(附属設備の利用)

第7条 センターの附属設備を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用の変更)

第8条 利用許可を受けた者は、その利用について変更しようとするときは、寝屋川市立地域交流センター利用変更申請書に利用許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

2 第6条の規定は、変更許可をしない場合について準用する。

(利用許可の取消しの申出)

第9条 利用許可を受けた者は、利用許可の取消しをしようとするときは、寝屋川市立地域交流センター利用取消申出書に利用許可書を添えて提出しなければならない。

(利用料金の徴収)

第10条 条例第6条第4項に規定する教育委員会が承認するセンターの利用に係る利用料金(以下「利用料金」という。)の額は、別表第1に掲げる額の範囲内の額とする。

2 条例第6条第5項に規定する附属設備の利用料金は、別表第2のとおりとする。

(破損等の届出)

第11条 センターの施設又は附属設備その他器具備品等を破損し若しくは汚損し又は滅失した者は、直ちに教育委員会及び指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用者の義務)

第 12 条 利用許可を受けた者は、センターの利用に当たっては、教育委員会及び指定管理者の指示に従わなければならない。

(委任等)

第 13 条 この規則に定める文書等の様式及びこの規則の施行について必要な事項は、指定管理者が教育委員会と協議して定める。

(指定管理者による業務を行わない場合の措置)

第 14 条 指定管理者による業務を行わない場合は、この規則の各条項における所要の読替えにより、教育委員会がその職務を行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年教委規則第 2 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年教委規則第 号)

この規則は、平成 29 年 9 月 29 日から施行する。

別表第 1 (第 10 条関係)

時間区分 利用区分		午前	午後	夜間
		午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで
メイン ホール	平日	26,400 円	26,400 円	33,000 円
	日曜日、土曜日 及び休日	31,700 円	31,700 円	39,600 円
楽屋 1		1,000 円	1,000 円	1,200 円
楽屋 2		600 円	600 円	700 円
会議室 1		2,800 円	2,800 円	3,400 円
会議室 2		3,100 円	3,100 円	3,800 円
スタジオ		1 時間当たり 400 円		

ギャラリー		1 日当たり 1,500 円
自転車	自転車	8 時間当たり 200 円
駐車場	原動機付自転車	8 時間当たり 300 円

備考

- 1 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 自転車駐車場の利用料金は、自転車又は原動機付自転車の駐車時間が 1 時間以内のときは無料とする。

別表第 2 (第 10 条関係)

設備	1 回当たりの利用料金
舞台設備	5,000 円
音響設備	5,000 円
楽器(ピアノを除く。)	2,000 円
ピアノ	5,000 円
映写設備	5,000 円
照明設備	10,000 円
その他設備	5,000 円

備考

- 1 1 回当たりの利用料金は、別表第 1 に定める午前、午後又は夜間の利用区分を単位とする。
- 2 設備の設置等に伴う費用、ピアノの調律料又は消耗品費等については、別に実費を徴収することができる。
- 3 舞台設備とは、指揮者台等舞台での催事等に利用する設備をいう。
- 4 音響設備とは、マイクロホン、移動用アンプ等音響に利用する設備をいう。
- 5 映写設備とは、プロジェクター、スクリーン等映像に必要な設備をいう。
- 6 照明設備とは、スポットライト、ボーダーライト等照明に必要な設備をいう。

寝屋川市立地域交流センター条例施行規則

改正案	現行
(趣旨) 第1条 この規則は、寝屋川市立地域交流センター条例（平成22年寝屋川市条例第15号。以下「条例」という。）の施行及び寝屋川市の公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（平成29年寝屋川市条例第 号）に規定する寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、寝屋川市立地域交流センター条例（平成22年寝屋川市条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 (指定管理者の募集) 第2条 条例第4条第1項の規定により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に寝屋川市立地域交流センター（以下「センター」という。）の管理を行わせようとするときは、次の各号に掲げる事項をあらかじめ公表するとともに、指定管理者となるべき団体について、その適任団体を職権をもって調査するものとする。 (1) センターの概要 (2) 申込みの資格（以下「申込資格」という。） (3) 申込みを受け付ける期間（以下「申込期間」という。） (4) 次条各号に掲げる書類の内容 (5) 選定の基準 (6) 管理の基準 (7) 管理業務の範囲及び具体的内容 (8) センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項

	(9) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間 (10) 条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する具体的内容 (11) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項 2 条例第6条ただし書の規定による再指定の場合には、前項に規定する手続を講じないことができる。 (申込み) 第3条 指定管理者としての指定を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類を申込期間内に教育委員会に提出して、その申込みをしなければならない。 (1) 申込資格を有していることを証する書類 (2) 管理業務の計画書 (3) 管理に係る収支計画書 (4) 当該団体の経営状況を説明する書類 (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類 (選定方法及び選定基準) 第4条 申込期間内に前条の申込みをした団体及び職権をもつて調査した団体（以下「申込者等」という。）があるときは、これら者のうちから、次の各号に掲げる選定の基準に照らして、センターの管理を行うに最も適当と認める団体を指定管理者となるべき団体として選定する。 ☐ 平等な利用が確保されていること。 ☐ 前条第2号に規定する計画書の内容がセンターの効果を最大限に発揮するものであること。 (3) 前条第2号に規定する計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (4) 前条第3号に規定する収支計画書の内容がセンターの管
--	--

(組織) <u>第2条</u> <u>選定委員会</u>は、委員5人以内で組織する。 2 (略) (任期) <u>第4条の3</u> 委員の任期は、指定し、又は任命した日から<u>寢屋川市立地域交流センター</u>(以下「<u>センター</u>」という。)の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が指定された日までとする。 2 (略) (委員長及び副委員長) <u>第4条</u> (略) (会議) <u>第4条の2</u> (略) (資料等の提出等の要求) <u>第4条の3</u> (略) (報告) <u>第4条の4</u> (略) (結果の公表) <u>第4条の5</u> (略) (委任) <u>第4条の6</u> <u>第2条</u>から前条までに定めるもののほか、選定委員会について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。	<u>理経費の縮減が図られるものであること。</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項</u> (組織) <u>第4条の2</u> <u>条例第7条の2第1項に規定する寢屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会</u>(以下「<u>選定委員会</u>」という。)は、委員5人以内で組織する。 2 (略) (任期) <u>第4条の3</u> 委員の任期は、指定し、又は任命した日から<u>センター</u>の指定管理者が指定された日までとする。 2 (略) (委員長及び副委員長) <u>第4条の4</u> (略) (会議) <u>第4条の5</u> (略) (資料等の提出等の要求) <u>第4条の6</u> (略) (報告) <u>第4条の7</u> (略) (結果の公表) <u>第4条の8</u> (略) (委任) <u>第4条の9</u> <u>第4条の2</u>から前条までに定めるもののほか、選定委員会について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。
--	--

(選定結果の通知)

第5条 第4条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申込者等に通知する。

(再度の選定)

第6条 前条の規定による通知をした後、指定管理者として選定した団体（以下「被選定者」という。）を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたときは、申込者等（被選定者を除く。）の中から再度、第4条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができるものとする。

(協定書の締結)

第7条 法第244条の2第6項の規定により、指定管理者としての指定の議決を受けた被選定者は、指定管理者の指定を受けるときは、教育委員会とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第3条第2号に規定する計画書に記載された事項

(2) 利用料金に関する事項

(3) 寝屋川市が支払うべき管理費用に関する事項

(4) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報保護に関する事項

(5) 事業報告書に関する事項

(6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(7) センターの運営に係る従事者の配置計画

(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(利用許可の申請)

第8条 条例第19条第1項に規定するセンターの利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請

(利用許可の申請)

第5条 条例第13条第1項に規定するセンターの利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請

者」という。)は、寝屋川市立地域交流センター利用許可申請書により、指定管理者に申請しなければならない。 2 (略) 3 第1項に規定する申請は、<u>条例第12条</u>に規定する休館日を除く日の午前9時から午後8時までに行わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (利用許可) <u>第6条</u> (略) (附属設備の利用) <u>第7条</u> (略) (利用の変更) <u>第8条</u> (略) 2 <u>第6条</u>の規定は、変更許可をしない場合について準用する。 (利用許可の取消しの申出) <u>第9条</u> (略) (利用料金の徴収) <u>第10条</u> <u>条例第6条第4項</u>に規定する教育委員会が承認するセンターの利用に係る利用料金(以下「<u>利用料金</u>」という。)の額は、別表第1に掲げる額の範囲内の額とする。 2 <u>条例第6条第5項</u>に規定する附属設備の利用料金は、別表第2のとおりとする。 (破損等の届出) <u>第11条</u> (略) (利用者の義務) <u>第12条</u> (略) (委任等) <u>第13条</u> (略) (指定管理者による業務を行わない場合の措置)	者」という。)は、寝屋川市立地域交流センター利用許可申請書により、指定管理者に申請しなければならない。 2 (略) 3 第1項に規定する申請は、<u>条例第18条</u>に規定する休館日を除く日の午前9時から午後8時までに行わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (利用許可) <u>第9条</u> (略) (附属設備の利用) <u>第10条</u> (略) (利用の変更) <u>第11条</u> (略) 2 <u>第9条</u>の規定は、変更許可をしない場合について準用する。 (利用許可の取消しの申出) <u>第12条</u> (略) (利用料金の徴収) <u>第13条</u> <u>条例第12条第3項</u>に規定する教育委員会が承認する利用料金の額は、別表第1に掲げる額の範囲内の額とする。 2 <u>条例第12条第4項</u>に規定する附属設備の利用料金は、別表第2のとおりとする。 (破損等の届出) <u>第14条</u> (略) (利用者の義務) <u>第15条</u> (略) (委任等) <u>第16条</u> (略) (指定管理者による業務を行わない場合の措置)
--	--

<u>第14条</u> (略) 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 附 則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 附 則 この規則は、平成29年9月29日から施行する。 別表第1 (<u>第10条関係</u>) (略) 別表第2 (<u>第10条関係</u>) (略)	<u>第17条</u> (略) 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 附 則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 別表第1 (<u>第13条関係</u>) (略) 別表第2 (<u>第13条関係</u>) (略)
---	---

○寝屋川市立学び館条例施行規則

平成27年7月22日

教育委員会規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市立学び館条例(平成27年寝屋川市条例第16号。以下「条例」という。)及び寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例(平成29年寝屋川市条例第○号)に規定する寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 選定委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が指定し、又は任命する。

□公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者

(2) 経営に関する知識を有する者

(3) 学識経験を有する者

(4) 社会教育委員

(5) 社会教育部における部長

第3条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から寝屋川市立学び館(以下「学び館」という。)の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が指定された日までとする。

2 教育委員会は、特別の事情があると認める場合においては、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠け

たときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の会議は、非公開とする。

4 選定委員会における調査審議の公平性及び透明性を確保するため、会議録を整備するものとする。

(資料等の提出等の要求)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席及び資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(報告)

第7条 選定委員会は、調査審議した結果を、速やかに教育委員会に報告するものとする。

(結果の公表)

第8条 選定委員会において調査審議した経過及び結果は、公表する。ただし、委員長は、公表することが適当でないと認める事項については、これを公表しないことができる。

(委任)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、選定委員会について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

(利用許可の申請)

第10条 条例第13条第1項に規定する学び館の利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者(自習室又は図書室を利用する者を除く。以下「申請者」という。)は、利用しようとする日の8週間前から利用する時までに寝屋川市立学び館利用許可申請書により、指定管理者に申請しなければならない。ただし、教育委員会又は指定管理者が必要と認めたときは、当該期間外においても申請することができる。

2 前項の申請は、条例第12条に規定する休館日を除く日の午前9時から午後9時まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する

休日にあつては、午後 5 時30分まで)に行わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(利用許可)

第11条 前条第 1 項の規定による申請があつた場合には、指定管理者は、これを審査し、適当と認めたときは寝屋川市立学び館利用許可書(以下「利用許可書」という。)を申請者に交付し、適当と認めなかったときはその理由を記載した寝屋川市立学び館利用不許可通知書により申請者に通知する。

(利用の変更)

第12条 利用許可を受けた者は、その利用について変更しようとするときは、利用しようとする日の15日前までに寝屋川市立学び館利用変更申請書に利用許可書を添えて提出し、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消しの申出)

第13条 利用許可を受けた者は、当該利用許可に係る利用が必要でなくなったときは、寝屋川市立学び館利用取消申出書に利用許可書を添えて提出しなければならない。

(利用料金の徴収等)

第14条 学び館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、利用許可書を交付する際に徴収する。ただし、指定管理者が認めたときは、指定管理者が指定する日までに納入するものとする。

2 前項の場合において、利用者が通常の使用を超えて特に電気、ガス、水道等を使用するときは、利用料金のほか、これらの実費を徴収するものとする。

(利用料金の免除)

第15条 条例第 9 条の規定により利用料金を免除できる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 寝屋川市又は教育委員会が共催する事業を行うとき。
- (2) 公共的な活動を目的とする団体が行う事業に利用する場合で、教育委員会が認めるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が特に認めるとき。

- 2 前項第2号又は第3号の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、
寝屋川市立学び館利用料金免除申請書を提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第16条 条例第10条ただし書の規定により利用料金を還付する場合は、次の各号の各号に掲げる場合とし、当該各号のいずれかに該当する場合には、既納の利用料金の全部を還付する。

- (1) 天災地変その他利用許可を受けた者の責めに帰することができない理由により、当該施設又は附属設備を利用することができないとき。
- (2) 利用許可を受けた者が、当該利用許可に係る施設又は附属設備を利用する日の15日前までに第13条の規定による申出をして利用許可の取消しを受けたとき。

- 2 利用料金の還付を受けようとする者は、寝屋川市立学び館施設利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(破損等の届出)

第17条 学び館の施設及び附属設備その他器具備品等を破損し若しくは汚損し又は滅失した者は、直ちに教育委員会及び指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用者の義務)

第18条 利用許可を受けた者は、学び館の利用に当たっては、教育委員会及び指定管理者の指示に従わなければならない。

(委任等)

第19条 この規則に定める文書等の様式及びこの規則の施行について必要な事項は、指定管理者が教育委員会と協議して定める。

(指定管理者による業務を行わない場合の措置)

第20条 指定管理者による業務を行わない場合は、この規則の各条項における所要の読替えにより、教育委員会がその職務を行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定のための手続き、利用許可その他学び館の管理のために必要な準備行為については、この規則の施行前においても行うことができる。

(寝屋川市立教育センター条例施行規則の廃止)

- 3 寝屋川市立教育センター条例施行規則(平成20年寝屋川市教育委員会規則第11号)は、廃止する。

附 則(平成29年教委規則第 号)

この規則は、平成29年9月29日から施行する。

寝屋川市立学び館条例施行規則

改正案	現行
(趣旨) 第1条 この規則は、寝屋川市立学び館条例（平成27年寝屋川市条例第16号。以下「条例」という。）の施行及び寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（平成29年寝屋川市条例第 号）に規定する寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、寝屋川市立学び館条例（平成27年寝屋川市条例第16号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 <u>(指定管理者の募集)</u> 第2条 条例第5条第1項の規定により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に寝屋川市立学び館（以下「学び館」という。）の管理を行わせようとするときは、次の各号に掲げる事項をあらかじめ公表するとともに、指定管理者となるべき団体について、その適任団体を職権をもつて調査するものとする。 (1) 学び館の概要 (2) 申込みの資格（以下「申込資格」という。） (3) 申込みを受け付ける期間（以下「申込期間」という。） (4) 次条各号に掲げる書類の内容 (5) 選定の基準 (6) 管理の基準 (7) 管理業務の範囲及び具体的内容 (8) 学び館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項

	(9) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間 (10) 条例第3条に掲げる事業の実施に関する具体的内容 (11) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項 2 条例第7条ただし書の規定による再指定の場合には、前項に規定する手続を講じないことができる。 (申込み) 第3条 指定管理者としての指定を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類を申込期間内に教育委員会に提出して、その申込みをしなければならない。 (1) 申込資格を有していることを証する書類 (2) 管理業務の計画書 (3) 管理に係る収支計画書 (4) 当該団体の経営状況を説明する書類 (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類 (選定方法及び選定基準) 第4条 申込期間内に前条の申込みをした団体及び職権をもつて調査した団体（以下「申込者等」という。）があるときは、これらの者のうちから、次の各号に掲げる選定の基準に照らして、学び館の管理を行うに最も適当と認める団体を指定管理者となるべき団体として選定する。 (1) 市民の平等な利用が確保されていること。 (2) 前条第2号に規定する計画書の内容が学び館の効果を最大限に発揮するものであること。 (3) 前条第2号に規定する計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (4) 前条第3号に規定する収支計画書の内容が学び館の管理
--	--

(組織) 第2条 選定委員会は、委員5人以内で組織する。 2 (略) (任期) 第3条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から<u>寝屋川市立学び館</u>(以下「<u>学び館</u>」という。)の指定管理者が指定された日までとする。 2 (略) (委員長及び副委員長) 第4条 (略) (会議) 第5条 (略) (資料等の提出等の要求) 第6条 (略) (報告) 第7条 (略) (結果の公表) 第8条 (略) (委任) 第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、選定委員会について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。	経費の縮減が図られるものであること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が必要と認める事項 (組織) 第5条 条例第9条の2第1項に規定する<u>寝屋川市立学び館</u>指定管理者選定委員会(以下「<u>選定委員会</u>」という。)は、委員5人以内で組織する。 2 (略) (任期) 第6条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から<u>学び館</u>の指定管理者が指定された日までとする。 2 (略) (委員長及び副委員長) 第7条 (略) (会議) 第8条 (略) (資料等の提出等の要求) 第9条 (略) (報告) 第10条 (略) (結果の公表) 第11条 (略) (委任) 第12条 第5条から前条までに定めるもののほか、選定委員会について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。 (選定結果の通知) 第13条 <u>教育委員会</u>は、第4条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申込者等に通知する。
---	--

(再度の選定)

第 14 条 前条の規定による通知をした後、指定管理者として選定した団体（以下「被選定者」という。）を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたときは、申込者等（被選定者を除く。）の中から再度、第 4 条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができるものとする。

(協定書の締結)

第 15 条 法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者としての指定の議決を受けた被選定者は、指定管理者の指定を受けるときは、教育委員会と学び館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第 3 条第 2 号に規定する計画書に記載された事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 寝屋川市が支払うべき管理費用に関する事項
- (4) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報保護に関する事項

(5) 事業報告書に関する事項

(6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(7) 学び館の運営に係る指導員の配置計画及び学び館主催事業計画に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(利用許可の申請)

第 16 条 条例第 20 条第 1 項に規定する学び館の利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者（自習室又は図書室を利用する者を除く。以下「申請者」という。）は、利用しようとする日の 8 週間前から利用する時までに寝屋川市立学

(利用許可の申請)

第 10 条 条例第 13 条第 1 項に規定する学び館の利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者（自習室又は図書室を利用する者を除く。以下「申請者」という。）は、利用しようとする日の 8 週間前から利用する時までに寝屋川市立学

館利用許可申請書により、指定管理者に申請しなければなら ない。ただし、教育委員会又は指定管理者が必要と認めたときは、 当該期間外においても申請することができる。 2 前項の申請は、<u>条例第12条</u>に規定する休館日を除く日の午 前9時から午後9時まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日)にあっては、午後5 時30分まで)に行わなければならない。ただし、指定管理者が 特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 (利用許可) <u>第11条</u> (略) (利用の変更) <u>第12条</u> (略) (利用許可の取消しの申出) <u>第13条</u> (略) (利用料金の徴収等) <u>第14条</u> <u>学び館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)</u> は、利用許可書を交付する際に徴収する。ただし、指定管理 者が認めたときは、指定管理者が指定する日までに納入する ものとする。 2 (略) (利用料金の免除) <u>第15条</u> <u>条例第9条の規定により利用料金を免除できる場合</u> は、次の各号に掲げる場合とする。 (1)～(3) (略) 2 前項第2号又は第3号の規定により利用料金の免除を受け ようとする者は、<u>寝屋川市立学び館利用料金免除申請書を提出</u> <u>しなければならない。</u> (利用料金の還付) <u>第16条</u> <u>条例第10条ただし書に規定によえり利用料金を還付す</u>	館利用許可申請書により、指定管理者に申請しなければなら ない。ただし、教育委員会又は指定管理者が必要と認めたときは、 当該期間外においても申請することができる。 2 前項の申請は、<u>条例第19条</u>に規定する休館日を除く日の午 前9時から午後9時まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日)にあっては、午後5 時30分まで)に行わなければならない。ただし、指定管理者が 特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 (利用許可) <u>第17条</u> (略) (利用の変更) <u>第18条</u> (略) (利用許可の取消しの申出) <u>第19条</u> (略) (利用料金の徴収等) <u>第20条</u> <u>利用料金は、利用許可書を交付する際に徴収する。た</u> だし、指定管理者が認めたときは、指定管理者が指定する日 までに納入するものとする。 2 (略) (利用料金の免除) <u>第21条</u> <u>条例第16条の規定により利用料金を免除できる場合</u> は、次の各号に掲げる場合とする。 (1)～(3) (略)
--	--

る場合は、次の各号の各号に掲げる場合とし、当該各号のいずれかに該当する場合には、既納の利用料金の全部を還付する。

(1) 天災地変その他理由許可を受けた者の責めに帰すことができない理由により、当該施設又は附属設備を利用することができないとき。

(2) 利用許可を受けた者が、当該利用許可に係る施設又は附属設備を利用する日の15日前までに第13条の規定による申出をして利用許可の取消しを受けたとき。

2 利用料金の還付を受けようとする者は、寝屋川市立学び館施設利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない
い。

(破損等の届出)

第17条 (略)

(利用者の義務)

第18条 (略)

(委任等)

第19条 (略)

(指定管理者による業務を行わない場合の措置)

第20条 (略)

附 則

1～3 (略)

附 則

この規則は、平成29年9月29日から施行する。

(破損等の届出)

第22条 (略)

(利用者の義務)

第23条 (略)

(委任等)

第24条 (略)

(指定管理者による業務を行わない場合の措置)

第25条 (略)

附 則

1～3 (略)